

※今回、コンテスト部門のみ開催いたします

高知合唱アンサンブルコンテスト&フェスティバル規定

第1章 総則

第1条(名称)

名称は第〇回高知合唱アンサンブルコンテスト&フェスティバルとする。

第2条(審査員)

審査員は3人とし、選出は高知県合唱連盟理事会で行う。

第2章 部門・編成区分・出演人数

第3条(部門・編成区分)

部門と編成区分は次のとおりとする。

1 コンテスト部門の編成区分

① 小学校の部

同一校または2校の小学校(高知県内設置校に限る)で編成するグループであること。

② 中学校の部

同一校または2校の中学校(高知県内設置校に限る)の生徒で編成するグループであること。

小中一貫校として出場し、小学生と中学生が混在するグループは、中学校の部への参加とする。

③ 高等学校の部

同一校または2校の高等学校(高知県内設置校に限る)の生徒で編成するグループであること。

中高一貫校として出場し中学生と高校生が混在するグループは、高等学校の部への参加とする。

④ 一般/ジュニアの部

上記①~③に該当せず、高知県内で主に活動する全てのグループ。

なお、ジュニアグループとして出場を希望する場合は小学生を主体とする18歳以下(当該年声楽アンサンブルコンテスト全国大会本選日時点)の童声合唱のグループであること。なお、小学生以外の合唱メンバーを含む場合は、小学生が過半数であること。

2 フェスティバル部門

部の区別や審査を行わず、発表の場とする。

第4条(出演人数)

出演人数は1グループ4人以上16人以内とする。

なお、出演人数には、指揮者・伴奏者・譜めくりは含まないが、指揮者・伴奏者・譜めくりが合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

第3章 出演資格

第5条(出演の資格)

1 高知県合唱連盟加盟の有無は問わない

2 一つの団体や学校から何グループでも参加できるが、グループ間で出演者の重複をしてはならない(部門や団体を異にする場合はこの限りではないが、重複出演する団体・グループがある場合は申込時に申告しなければならない)

(指揮者と伴奏者については、この限りではないが、重複出演する団体・グループがある場合は申込時に申告しなければならない)

3 指揮者・伴奏者の有無は問わない

4 指揮者・伴奏者の資格は問わない。ただし、小学校・中学校・高等学校団体の指揮者・伴奏者については、当該学校長が認めた者とする。

5 各部門の参加資格は、部の項に記載のとおりとする。

第6条(指揮者・伴奏者)

指揮者・伴奏者の出演資格は問わない。ただし、中学校、高等学校部門の指揮者・伴奏者については、当該学校長が認めたものに限る。

また、指揮者・伴奏者が合唱メンバーに入って歌う場合は第5条の出演資格を満たさなければならない。

第4章 演奏

第7条 (演奏曲)

課題曲は定めない。申込み後の変更は認められない。

第8条 (演奏時間)

演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

- 1 コンテスト部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて7分00秒以内とする。
- 2 フェスティバル部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分00秒以内とする。

第9条 (伴奏楽器)

- 1 伴奏楽器及び伴奏の形態は自由とする。
- 2 主催者が用意する楽器はピアノ一台とする。なお、ピアノのピッチはA=442Hzとする。
- 3 上記以外の楽器を使用する場合、楽器の搬入・搬出、費用負担等は各団体の責任で行うものとする。
- 4 譜めくりが必要な場合は各団体が準備するものとする。

第10条 (出演順)

高知県合唱連盟理事会により決定する。

第5章 全国大会への推薦

第11条 (全国大会に推薦するグループ数)

コンテスト部門において、下記の区分ごとに1つのグループを声楽アンサンブルコンテスト全国大会への推薦グループとする。

- 1 中学校の部
- 2 高等学校の部
- 3 小学校の部、一般/ジュニアの部

第6章 出演経費・審査と表彰・規定違反

第12条 (出演経費)

参加料は下記のとおりとする。また、出演に要する費用は、出演団体の負担とする。

- 1 コンテスト部門

1) 小学校・ジュニア団体	1グループ	3,000円+比例分担金(一人300円×出演人数)
2) 中学校・高等学校	1グループ	3,000円+比例分担金(一人500円×出演人数)
3) 一般団体	1グループ	5,000円+比例分担金(一人500円×出演人数)
- 2 フェスティバル部門

1) 小学校・ジュニア団体	1グループ	4,000円(比例分担金は無し)
2) 上記以外	1グループ	6,000円(比例分担金は無し)

第13条 (審査と表彰)

- 1 コンテスト部門においては、部毎に審査のうえ、全参加グループに対し金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。またそれらの中から、最優秀賞及び全国大会への推薦グループを選出する。その他、特別賞を贈ることがある
- 2 フェスティバル部門においては、表彰は行わない。

第14条 (規定違反の扱い)

出演資格など本規定に違反したときは出演を停止または入賞を取り消すことができる。

附則

- | | | |
|----|-------------|------------------|
| 制定 | 平成26年11月1日 | 規定の新設 |
| 改定 | 平成27年10月30日 | 改定<第12条(出演経費)> |
| 改定 | 平成28年10月17日 | 改定<第3条(部門・編成区分)> |
| 改定 | 平成30年10月19日 | 改定<第3条(部門・編成区分)> |
| 改定 | 令和1年10月9日 | 改定<第3条(部門・編成区分)> |
| 改定 | 令和3年11月30日 | 改定<第12条(出演経費)> |